

2 環境への負荷を低減し、持続可能な社会をつくる

(1) 区民・事業者による身近なところからの地球温暖化防止を促進する

●練馬区環境基本条例

区は、練馬区環境基本条例を制定し、平成18年8月1日に施行した。

この条例は、区の環境の保全について、基本理念を定め、区、事業者、区民の責務を明らかにし、併せて、環境保全施策の基本的事項を定めることにより、区の環境保全施策を総合的かつ計画的に推進し、区において良好な環境を実現するとともに、地球環境や広域的な環境の保全に貢献することを目的としている。

●練馬区環境審議会

練馬区環境基本条例第22条の規定に基づき、区の環境の保全に関して基本的事項を調査審議するための組織として、平成18年12月に練馬区環境審議会を設置した。委員の任期は2年で、22年12月から第3期の審議会となり、公募区民委員6人、区民団体委員3人、事業者団体委員4人、学識経験者委員2人、教育関係者委員2人、関係行政機関委員1人の計18人で構成されている。

23年度は3回の審議会を開催し、「練馬区環境基本計画2001-2010（改定計画）の進捗状況」等について審議した。

●環境都市練馬区宣言

平成18年8月1日、練馬区環境基本条例の制定・施行を機に、区民、事業者および区を挙げて、地域環境・地球環境の保全に取り組む決意と基本方針を内外に明らかにし、より良い環境を後の世代に引き継ぐことを宣言する環境都市練馬区宣言を行った。

この宣言は、環境の保全に関して、区における課題および区民等の責務を簡潔に示すとともに、区民等すべての人が協力して「みどりや水と共生する美しいまち」、「安全で健康に暮らせる生活環境のまち」、「資源やエネルギーを大切に作る循環のまち」、「環境にやさしいところを育み行動の環が広がるまち」の4つの基本的な目標の実現に向けて行動を進めることを内容としている。（宣言文は裏表紙参照）

●練馬区環境基本計画2011

区は、平成5年度に最初の「練馬区環境基本計画」（以下「基本計画」という。）を策定し、この計画を基本に区の保全に関する施策を展開してきた。

21年度の「練馬区基本構想」および「練馬区長期計画（22年度～26年度）」の策定を受け、区の環境保全に係る計画においても、長期計画を踏まえた新たな環境行政の方向を示すとともに、増加を続ける温室効果ガスの排出削減や、区の特長であるみどりの保全・創出等さまざまな対応が求められるようになった。

これらの環境行政を取り巻く状況の変化や、国内外の動向を踏まえた新たな基本計画は、21年9月より策定を始め、計画素案を22年8月にまとめ、パブリックコメントを行った。また、計画素案を練馬区環境審議会に諮問し、同年10月の答申を受けて、計画案としてまとめ、同年12月に策定した。

本計画では、「ともに築く 循環・共生のまち ねりま」を区の望ましい環境像に掲げた。さらに、「みどり豊かなまちをつくる」、「環境に配慮したまちをつくる」、「学びと行動の環を広げる」を基本目標に定め、8つの基本施策、23の施策、8つの重点事業を展開している。計画期間は23年度から30年代初頭までとし、26年度までを前期計画と位置づけた。また、基本施策の進捗状況や成果を測る指標（モノサシ）として、26年度までに達成すべき目標である「環境指標」を設定した。

本計画の進行管理は、「環境指標」と重点事業の点検・公表により毎年度行い、関連する「みどり30推進計画」、「練馬区一般廃棄物処理基本計画」などと連携し、着実な計画の推進に向けて取り組んでいく。

●練馬区地球温暖化対策地域推進計画

1 計画策定の背景

地球温暖化対策については、国が、平成20年3月に「京都議定書目標達成計画」を全部改定するとともに、同年7月には、2050（平成62）年を目標年次とする「低炭素社会づくり行動計画」を策定したこと、さらに都が、20年3月に「東京都環境基本計画」を策定し、2020年を目標年次とする温暖化対策の目標や施策の方向等を打ち出すなど、状況が大きく変化した。

こうした状況を背景に、区は、地球温暖化対策の推進に関する法律に基づき、18年2月策定の「練馬区地域省エネルギービジョン」に代わる新たな地球温暖化対策の枠組みとして「練馬区地球温暖化対策地域推進計画」（以下「地域推進計画」という。）を21年3月に策定した。

2 地域推進計画における削減目標

地域推進計画では、区の自然的社会的状況や温室効果ガス排出状況、国や都の関連計画を踏まえ、つぎのような温室効果ガス削減目標を掲げている。

- ① 短期的目標：2012（平成24）年度までに、2000（平成12）年度比で8%削減
- ② 中長期的目標：2020（平成32）年度までに、2000（平成12）年度比で25%削減

3 地球温暖化対策の総合的、計画的な推進

この目標を達成するために、地域推進計画では、主体（区民、事業者、区）別に温暖化対策を体系化したうえで、それぞれの主体ごとの具体的な取組を示し、区における温暖化対策を総合的、計画的に進めること

としている。

4 練馬区の温室効果ガス排出状況

21年度の区の温室効果ガス排出量は、206万6千t（2年度比18.8%増）で、その内95%以上を二酸化炭素が占めており、199万1千t（2年度比16.2%増）であった。さらに二酸化炭素の排出量の内訳は、民生家庭部門（一般家庭）44.5%、民生業務部門（事業活動）21.9%、運輸部門（自動車）26.3%であった。

（単位：1000t-CO₂）

年度	温室効果ガス	二酸化炭素					
		産業部門	民生家庭	民生業務	運輸部門	廃棄物部門	
平成2	1,739	1,714 (100%)	160 (9.3%)	665 (38.8%)	287 (16.7%)	571 (33.3%)	32 (1.9%)
12	2,020	1,971 (100%)	100 (5.1%)	769 (39.0%)	369 (18.7%)	701 (35.6%)	32 (1.6%)
21	2,066	1,991 (100%)	89 (4.5%)	885 (44.5%)	437 (21.9%)	523 (26.3%)	56 (2.8%)

資料：「特別区の温室効果ガス排出量（1990～2009年度）」（平成24年3月）
オール東京62市区町村共同事業「みどり東京・温暖化防止プロジェクト」

●練馬区地球温暖化対策地域協議会の設立

区における地球温暖化対策を推進するため、平成21年10月から区民、事業者、区および関係機関等により、検討を重ね、22年5月に「練馬区地球温暖化対策地域協議会」が設立された。地域協議会は、日常生活に起因する温室効果ガスの排出抑制のために必要な取組について協議し、区、その他関係機関等と連携してこれを企画・実施していく。

●環境報告書「ねりまのかんきょう」の発行

平成18年8月1日施行の練馬区環境基本条例に基づく「環境報告書」として、23年9月、冊子「ねりまのかんきょう—平成22年度報告—」を作成し、同時に区ホームページでも公表した。「環境にやさしいまちをつくる」「みどりとかんきょう」「循環型社会をつくる」の3部構成で、22年度を中心とした区の環境の現状や施策の実施状況を詳しく解説している。また、環境・みどり・リサイクルに関する年表などを資料として掲載した。

●環境情報の提供事業

環境に関する様々な情報をよりの確に区民に提供することを目的として、ホームページにより、環境教育啓発事業として実施するイベント情報や区内で活動する環境団体の紹介などを案内している。

●エコライフチェック事業

区では、日常生活における省エネルギー等の環境配慮を進めるため、区民と協力して、平成18年度からエコライフチェック事業を実施している。この事業は、10月のある1日をエコライフデーと定め、日常生活における環境配慮について、普段とエコライフデーの行動をチェックシートを用いて区民がチェックした後、区などが集計分析を行い、その結果を参加した区民等に返すことにより、効果的に環境に配慮した行動の普及

啓発を行う事業である。

23年度は、東日本大震災の発生をうけ、毎年10月に実施していたエコライフチェックを節電に特化した事業に再編成し、夏季の節電対策として7月～9月の期間に「節電エコライフチェック」として実施した。その結果、区の小中学生約47,500人の取組により、371万kwの節電（二酸化炭素削減量は1,189t）の効果があつた。

●環境学習事業

区は、区民一人ひとりが環境を守る意識を高めるよう各種の環境学習事業を行っている。平成23年度に実施した事業はつぎのとおりである。

1 練馬区環境作文コンクール

小・中学生の環境問題への意識・関心を高めることを目的として、毎年夏休み期間に作文を募集し、今年で38回目を迎えた。

23年度は「わたしたちができるエコライフ」、「ねりまで見つけた感じた自然」、「みんなができるリサイクル」の3つのテーマで募集し、小学生371作品、中学生949作品の計1,320作品の応募があつた。

入選作品15点を掲載した環境作文集を1,300部作成し、小中学校に送付したほか区立施設で配布した。

2 環境月間行事

環境省が定める環境月間（6月）に実施している。23年度は6月中旬に区内3か所のリサイクルセンター・区役所アトリウムを会場として、「ともに築く 循環・共生のまち ねりま」をテーマとし、講演会・イベントなどとともに区内で活動している環境団体や区の環境への取組の紹介、展示を行った。

3 こどもエコクラブ

財団法人日本環境協会が主催しているこどもエコクラブ事業（幼児から高校生を対象とする環境クラブ活動）の地方事務局として、区内クラブの活動を支援した。

23年度は24クラブ441人が会員として登録・活動した。

4 ねりまエコ・アドバイザー活動支援

ねりま環境カレッジ基礎コース・応用コース修了者に、ねりまエコ・アドバイザーを委嘱しており、20・21年度は76人、22・23年度は73人を委嘱した。

ねりまエコ・アドバイザーの活動内容は、区が行う環境教育啓発事業や環境調査などへの協力、地域で行われる環境保全活動への助言・協力、その他環境教育の助言・協力者として学校等へ派遣をしている。また、各所属団体にて環境活動を行っている。

ねりまエコ・アドバイザーの活動を活性化するため21年4月に「ねりまエコ・アドバイザー協議会」を設立した。また活動支援として、「ねりまエコ・アドバイザー通信」発行、フォローアップ研修を実施した。

●ねりま・エコスタイルフェア

東日本大震災による節電の取組や、日常生活における省エネ・省資源など、「環境に配慮したライフスタ

イル」を推進し、練馬からできる「災害復興支援の視点」を合わせることを目的として、練馬まつりと同日（10月16日）、練馬区地球温暖化対策地域協議会の主催で実施し、約15,000人が来場した。

環境部経営課では電気自動車（2台）を展示し、環境課では節電・省エネに役立つ情報の展示を行った。

清掃リサイクル課と清掃事務所では、パネル展示や資源・ごみの分類例示、ごみの出し方クイズ・相談業務の実施、環境学習で使用している環境広報車（中が見える清掃車）の展示を行った。

●地球温暖化対策設備設置補助制度

平成18年度より、地球温暖化防止施策の推進を図ることを目的に、住宅等に太陽光発電設備の再生可能エネルギー設備または省エネルギー設備を設置する区民等に対して、予算の範囲内で、その費用の一部補助を行ってきた。

23年度については、太陽光発電設備409件、自然冷媒ヒートポンプ給湯器95件、ガスエンジン・コージェネレーションシステム1件、家庭用燃料電池システム165件、計670件、51,620,000円を補助した。

●オール東京62市区町村共同事業

オール東京62市区町村共同事業「みどり東京・温暖化防止プロジェクト」は、東京の自然環境の保護、地球温暖化の防止を目的に平成19年度にスタートした。

19年10月に発表した「みどり東京・温暖化防止プロジェクト共同宣言」に基づき、各自治体や地域の特性に応じた自然環境の保護、地球温暖化対策を推進するため、東京の62市区町村が共同して、さまざまな事業に取り組んでいる。

23年度には、「区市共通版温室効果ガス標準算定手法」により算出した都内の区・市・町の温室効果ガス排出量の公表や環境展示会出展、共通啓発物品の配布、レジ袋削減キャンペーン、環境活動コンテスト、カーボン・オフセットの研究等を行った。

(2) まちづくりで環境に配慮する

●環境影響評価制度

環境影響評価制度は、大規模なまちづくりの事業の実施に際し、その事業の実施が環境に与える影響をあらかじめ予測・評価して公表し、住民や関係自治体の意見を事業計画に反映させ、環境への著しい影響の発生を未然に防止するための一連の手続である。

都は昭和55年に「環境影響評価条例」を、国は平成9年に「環境影響評価法」を制定し、環境影響評価を実施してきた。このうち、当区が関係地域になった事業は、24年3月31日現在17件である。

23年度は、「東京都市計画道路放射第35号線及び東京都市計画道路放射第36号線（板橋区小茂根四丁目～早宮二丁目間）建設事業」1事業の環境影響評価条例に基づく手続を実施した。

●自動車駐車場等の開発調整の手続き

練馬区まちづくり条例に掲げる自動車駐車場等に係る開発事業については、良好な自然環境の保全・育成と周辺の居住環境への配慮や良好な町並みの保全形成を図るために、条例に基づく手続きを行うことが定められている。

手続きの対象は、つぎのとおりである。

- (1) 床面積300㎡以上の自動車駐車場の建築（建築物に付属する駐車場および延べ面積3,000㎡以上かつ高さ15m以上の建築に該当する駐車場を除く。）
- (2) 開発区域面積300㎡以上の自動車駐車場の設置（(1)を除く。）
- (3) 開発区域面積300㎡以上の材料置場の設置
- (4) 開発区域面積300㎡以上のウエスト・スクラップ処理場の設置
- (5) (1)または(2)の規模の既存自動車駐車場の形式変更または路面舗装工事
- (6) ペット火葬施設等の設置

平成23年度の条例に基づく自動車駐車場等の開発に係る届出件数は、計4件であり、(2)、(3)に該当する届出であった。

(3) 区が率先して地球温暖化防止に取り組む

●区の事務事業における環境配慮の着実な推進

1 練馬区環境マネジメントシステム（ねりまエコプラン）

区は、区の事務事業の中で、地球温暖化防止をはじめとする環境課題の解決に向けて取り組んでいかなければならない。

そのためには、区は率先して温室効果ガスの削減の取組ほか環境に配慮した活動を推進することが必要であり、それを継続的に改善していく仕組みが欠かせない。環境マネジメントシステム（EMS）とは、企業や自治体等の組織が運営や経営の中で、自主的に環境保全に関する取組を進めるに当たり、環境に関する方針や目標を自ら設定し、目標達成に向けた取組を継続的に進めるための仕組みをいい、PDCAサイクル（Plan（計画）、Do（実施および運用）、Check（点検）およびAction（見直し））からなる。

区は、環境マネジメントシステムを、平成13年度から区長部局において運用開始し、世界共通の規格であるISO14001を認証取得した。その後、16年度からは区立小中学校・幼稚園へも拡大して運用してきた。ISO14001認証取得後9年間の取組の中で、職員の意識改革が図られ、目標管理の仕組みが仕事の中に定着したことにより、EMSは一定の成果が得られた。

そこで、23年度からはISO14001によらない区独自の環境管理を行うために、区の環境マネジメント全体を体系化し、運用を統括する「練馬区環境マネジメントシステム基本方針」を制定した。

区は、「練馬区環境マネジメントシステム基本方針」に基づいた環境管理体系により、環境への負荷を低減し、環境法令を順守するとともに、事務事業のなかで環境に良い活動を推進することで、環境課題の解決に取り組んでいる。

2 練馬区環境管理実行計画

区は、23年3月、地球温暖化防止のため、事業者としての練馬区が、自らの事務事業に伴う温室効果ガス排出量の削減を目的として、「練馬区環境管理実行計画(23年度～26年度)」を策定した。この計画は、「練馬区役所地球温暖化対策プラン(19年3月策定)」の後継計画であり、「練馬区環境マネジメントシステム(ねりまエコプラン)」を構成する取組分野でもある。また、「エネルギーの使用の合理化に関する法律」、「地球温暖化対策の推進に関する法律」、「都民の健康と安全を確保する環境に関する条例」(以下「都環境確保条例」という。)の改正内容を踏まえた総合的な実行計画として策定した。

3 区立施設の省エネルギー対策等

区は、環境マネジメントシステムの運用および練馬区役所地球温暖化対策プランに基づき、公共施設等の新設・改修工事等を行う際に省エネルギー対策等を進め、23年度は、石神井清掃事務所に太陽光発電装置を設置した。

また、東京都環境確保条例の地球温暖化対策計画書制度に基づき、23年度は、区役所本庁舎の冷温水ポンプのインバーター化工事を行った。

23年度は計画停電への対応もあり、「23年練馬区節電実施計画」を6月に策定し、7月1日から9月30日までの間、区役所本庁舎20%以上、その他施設18%以上の電力削減目標を立てて実行した。内容としては、区役所本庁舎の事務室内の消灯の徹底のほか、午前11時から午後4時まで、区役所本庁舎の天井照明を原則消灯し、個人用タスクライトを導入した。また、区役所本・東庁舎の機械設備運転調整、各階流し給湯器の運転停止等を実施した。その他の施設では、照明への対策として事務室50%消灯や空調・冷房の運転の時間短縮等実施した。

10月からは、練馬区環境管理実行計画に基づき、「暖房19℃」「十分な照明が確保できる場所は、照明本数や照明点灯箇所を削減」するなど節電を継続した。

(4) ごみの発生を抑制する

●普及啓発の推進

1 情報の発信

区は、循環型社会構築を目指し、区で行っている「ごみ減量」と「資源化」への取組について、普及啓発用パンフレット「練馬区資源・ごみの分け方と出し方」および清掃リサイクル分野の情報紙「ねりまの環」を作成し、区民等に情報を発信している。

平成23年10月には「ねりまの環」第2号を発行し、区のリサイクル事業の拠点としての役割を果たしている資源循環センターの紹介および金属類資源化事業等の新規事業の周知を行った。また、24年3月には「ねりまの環」第3号を全戸に配付した。第3号では、ごみの減量につながる資源・ごみの分別の徹底について普及啓発している。

2 清掃事務所における啓発活動

清掃事務所では、ごみの減量や正しい排出方法、リサイクルへの一層の理解と協力を得るため、様々な指導・啓発活動を行っている。主な指導・啓発活動には以下のものがある。

(1) ふれあい環境学習

小学校に出向き、主に4年生を対象に模擬ごみの分別体験を通じ、ごみの分別等への関心を持ってもらうほか、環境広報車を使ってごみ収集の仕組みや機能を説明している。23年度は、区立小学校64校で実施し、区作成の冊子「できることからはじめよう」を配布した。また、区立保育園および幼稚園等でも実施している。

(2) 大規模建築物排出指導

1,000m²以上の事業用建築物の所有者に対して、廃棄物の減量と再利用の推進に関する指導、助言を行っている。また、廃棄物管理責任者の選任を義務付け、講習会を実施している。

3 練馬区環境清掃推進連絡会

練馬区環境清掃推進連絡会は、町会・自治会を中心とした環境・清掃・リサイクルにかかわる類似の住民組織を統合して、15年7月に組織された任意団体である。

この団体は、地域のまち美化および清掃・リサイクルについて事業を展開し、「自分たちのまちは自分たちできれいにする」ことを目標に、身近な地域のまち美化・清掃・リサイクルの問題を通じて地域での連帯を深め、行政と協働して循環型社会づくりと地球環境の保全に寄与することを目的としている。

23年度は、清掃・リサイクル関連施設見学会、区内一斉清掃の事業などを実施した。

●生ごみの発生抑制

区は、生ごみの資源化を進め、生ごみを土にかえずリサイクル事業を実現するとともに、ごみの減量を図るため、生ごみコンポスト化容器のあっせんを行っている。平成23年度には、49台の申込みがあった。

また、家庭用生ごみ処理機およびコンポスト化容器購入費助成金交付事業も併せて行っており、23年度の助成件数は121件であった。

●リサイクルセンター

区は、リサイクルおよび環境学習活動の拠点施設として、平成9年3月に関町リサイクルセンターを、14年10月に春日町リサイクルセンターを、21年4月には豊玉リサイクルセンターを開館した。

23年度からは全区的な事業展開等を実施するために、

3つのリサイクルセンターを一括して一事業者が指定管理者として事業を行うこととした。

センターには、展示室、リサイクル工房、リサイクル情報コーナー、実習室、多目的室、会議室、コミュニティ室などの施設があり、様々な事業が行われている。

センターで行っている主な事業は以下のとおりである。

1 手作り教室の開催と生活用品の修理など

不用品を使った衣類のリフォームやおもちゃの修理、環境を扱った講座などを行った。23年度は、豊玉、春日町および関町リサイクルセンターで合計176講座（延べ580回）開催した。

2 不用家具類の展示・販売

粗大ごみとして出された家具類のうち、再使用可能なものを、簡易な修理・清掃を行い、低廉な価格で販売した。23年度は、豊玉、春日町および関町リサイクルセンターで区民提供の小物とあわせて60,782点販売した。

3 環境リサイクル情報の収集・提供

環境およびリサイクルに関する情報・資料（書籍・ビデオなど）を収集し、区民の利用に供している。また、事業案内などを載せた情報誌を発行している。

●再使用の促進

1 リサイクルマーケット支援

リサイクルマーケットは家庭内で使わなくなった衣類、生活雑貨などを地域で再使用してもらうことを目的に実施している。区では、このリサイクルマーケットを自主的に実施する団体に対して、区報への掲載、公園使用の許可、物品の貸出しなどの支援を行っている。平成23年度は公園や区立施設など22会場で132回のリサイクルマーケットが開催された。

2 大型生活用品リサイクル情報掲示板

家庭で使用しなくなった大型の生活用品を粗大ごみなどにせず、区民相互で有効に活用してもらうため、4年3月から、区内公共施設に「大型生活用品リサイクル情報掲示板」を設置している。品物を「譲ります」「譲ってください」という情報カードを半月間掲示し、その管理・運営を区が行い、掲示内容の交渉と品物の受渡しは当事者双方の責任において行っている。掲示板は区立施設14か所に設置している。

23年度の情報提供は、「譲ります」556件、「譲ってください」107件で、譲渡成立の連絡件数は、「譲ります」308件、「譲ってください」9件であった。

●ごみの発生抑制の計画的推進

「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に基づく「練馬区第3次一般廃棄物処理基本計画（平成23年度～32年度）」を23年3月に改定した。

計画では、「区民・事業者とともに循環型社会を形成し、次世代にみどり豊かで良好な環境を継承すること

のできる都市をめざす」を基本理念とし、前計画の達成状況を踏まえ、32年度の区民1人1日当たりの収集ごみ量を21年度の551gから470gに削減することを目標とした。資源・ごみを合わせた発生量は21年度の724gから、1人1日当たり668gを目指すことを目標とした。

また、計画に含まれる「リサイクル推進計画」は、目標達成に向けた行動計画と位置づけ、循環型社会を目指すための区の主な取組を定めている。

(5) リサイクルを進める

●庁舎等区立施設でのリサイクルの推進

1 再生資源の分別回収

区では事業者責任として、事業活動に伴う廃棄物の再利用を図るため、平成9年度から、これまでの古紙回収に加え、びん・缶・ペットボトル・トレイの回収を全施設で開始した。さらに13年度から乾電池、20年度から廃食用油、22年度から蛍光管を回収品目に加えた。

庁舎等区立施設回収

年 度	平成21	22	23
	t	t	t
古 紙 等	1,019.3	947.7	1,052.4
び ん	8.4	9.5	9.7
缶	18.1	17.7	19.5
ペットボトル	11.1	11.3	11.4
ト レ イ	0.02	0.02	0.02
乾 電 池	5.2	2.1	2.0
マテリアル資源	23.9	22.7	24.5
廃 食 用 油	5.2	6.6	8.1
蛍 光 管	—	2.6	4.8
計	1,091.2	1,020.2	1,132.4

2 再生品利用の推進

森林資源の保護や資源の有効利用を目的として、ねりまエコプランの基本方針に基づいた「区の物品購入等におけるグリーン購入推進手順書」を用い、庁内で使用する用紙類、区報等の印刷物などに再生紙の使用を推進している。

3 学校給食から出る生ごみの資源化

14年2月から、学校92校および、学校給食総合調理場2か所での区の委託事業による一括回収および肥料化を開始した。これに加え15年度から保育園59園、16年度から福祉施設7か所、19年度からは区立特別養護老人ホーム4か所での回収も始まった。24年3月現在、学校98校、保育園60園、福祉施設等9か所の計167か所で行っている。肥料は一般公募により「練馬の大地」と名づけられ、15年6月20日に区で商標登録した。23年度は約1,064tの生ごみが回収され、17tの「練馬の大地」が出荷された。

4 事業系の資源回収支援

「商店街・オフィスリサイクル・ねりま」という名

称で回収業者が主体となり、商店街等の事業者から出るダンボール・板紙・OA紙等の古紙類を中心に回収を行っている。

23年度は14事業所が参加し、61.5 tの古紙類を回収した。

●効率的な資源回収システムの構築

1 集団回収団体支援

23区各区の事業として、平成4年7月に都から移管された。資源回収業者と協力してリサイクルに取り組む区民の自主的な団体であれば、区の登録団体になることができる。区は、登録団体から資源回収の実績について報告を受け、年2回、回収量1kg当たり6円の報奨金を支給している。このほか、集荷場所案内板などの支給や資源回収業者の紹介も行っている。

23年度の回収実績は、新聞・雑誌などの古紙類や古布を中心に10,976 t、登録団体数は449団体であった。

また、空き缶の回収に取り組んでいる団体に対しては、電動空き缶プレス機の貸出しも行っている。

23年度には49団体に対して55台貸出しを行った。

集団回収

年 度	平成21	22	23
回 収 量	9,019.5t	9,956.1t	10,976.3t
団 体 数	366団体	414団体	449団体

2 集積所資源回収（古紙）

9年6月から都清掃局のモデル事業として、清掃事務所は光が丘地区で古紙・びん・缶の回収を開始し、12年2月から区内全域で週1回集積所での古紙の回収を開始した。古紙は新聞・雑誌・ダンボールに分けてひもで縛り、その他雑紙等は雑誌にはさむかビニールコーティングされていない紙袋に入れて収集日の朝、出すことになっている。

23年4月からは集積所での紙パックの回収を開始した。

なお、古紙など資源持ち去りに対する防止策として、17年10月に練馬区廃棄物の処理および清掃に関する条例を改正し、持ち去り行為を禁止するとともに、21年7月には、罰則規定を設けた。

清掃事務所による古紙の回収

年 度	平成21	22	23
古 紙	19,631.5 t	18,793.9 t	17,912.2 t

*23年度は紙パック（49t）含む。

3 集積所資源回収（容器包装プラスチック）

20年10月の資源・ごみの分別変更から、「プラマーク」表示のある容器包装プラスチックの資源回収を開始した。

容器包装プラスチックは、法による役割分担に基づき製造・販売事業者がリサイクルの義務を負い、その

費用を負担している。

区の役割は分別回収し、容器包装プラスチックの中間処理（選別、圧縮、梱包）を行い、指定されたりリサイクル業者に引き渡すこととなっている。

リサイクルされた容器包装プラスチックは、プラスチック製品（パレット、擬木など）や化学原料化後に油やコークスとして再利用されている。

容器包装プラスチックの回収量

年 度	平成21	22	23
容器包装プラスチック	5,505.3 t	5,397.2 t	5,423.4 t

4 街区路線回収（びん・缶・ペットボトル）

8年12月から区内の一部地域で、週1回の「びん・缶回収の日」に約30世帯に1か所の割合で回収用コンテナを設置し、毎週交互に飲食用ガラスびんと飲食用缶を回収する街区路線回収を開始した。

その後、順次地域を拡大し、15年度には区内全域で毎週同時に回収する方式に変更した。びん・缶に加え、18年度からは、ペットボトルの回収も区内全域で展開している。19年度からは、排出量の少ない小規模事業者についても有料で回収する事業を開始した。

現在は、区民のニーズに応えるため数世帯で利用している集積所での容器設置も行っている。

街区路線回収

年 度	平成21	22	23
アルミ缶	712.6 t	703.4 t	684.2 t
スチール缶	1,507.8	1,492.8	1,454.7
リターナブルびん	487.2	484.7	486.8
ワンウェイびん	4,893.5	4,904.4	4,937.4
ペットボトル	1,726.6	1,799.4	2,051.1
計	9,327.7	9,384.7	9,614.2

5 拠点回収（紙パック）

24年3月現在、区民が日頃利用しているコンビニエンスストアやスーパーマーケットなどの販売店26店および区立施設26か所を拠点とした紙パック回収を行っている。

6 拠点回収（使用済み乾電池）

24年3月現在、区内87か所の販売店および区立施設等に回収ボックスを設置し、使用済み乾電池の回収を行っている。また、区内の小中学校66校では、児童・生徒を対象として回収ボックスを設置し、使用済み乾電池の回収を行っている。

7 拠点回収（ペットボトル）

販売店を拠点として回収を行っている。24年3月現在、回収協力店は286店である。

8 拠点回収（古着・古布）

集団回収に参加が困難な区民に対してリサイクルへ

の参加の機会を確保するため、14年度から、一部の区立施設を利用した古着・古布の回収を行っている。

この事業の開始に伴い、13年度まで行っていたエリア古布回収支援事業を本事業に移行した。

15年度から区立施設24か所を、22年11月からは26か所を拠点として回収を行っている。また、17年度以降は衣替えの時期に合わせ、春と秋に臨時回収を行っている。

9 拠点回収（廃食用油）

20年6月から家庭で不用になった天ぷら油、サラダ油などの植物油を、24年3月現在、月1回地区区民館など42か所の区立施設で回収を行っている。

10 拠点回収（小型家電）

23年9月から区立施設5か所に専用ボックスを設置し、小型家電9品目の回収を始めた。24年3月現在、7か所に設置し回収を行っている。

拠点回収

年 度	平成21	22	23
	t	t	t
紙 パ ッ ク	41.5	35.9	30.4
使用済み乾電池	100.6	101.3	94.2
ペットボトル	458.9	380.0	379.2
古着・古布	573.1	552.3	556.5
廃食用油	19.6	19.5	17.7
小型家電	—	—	0.7
計	1,193.7	1,089.0	1,078.7

(6) ごみの適正処理を進める

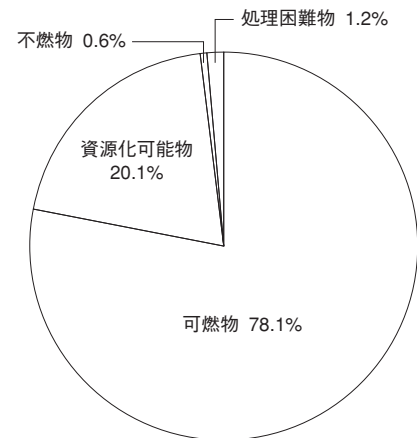
●ごみ排出ルールの確立

1 清掃事務所におけるふれあい指導事業

家庭から排出される可燃ごみ、不燃ごみ、容器包装プラスチックの組成割合を明らかにし、資源化可能物の混入割合や正しく分別しているごみの割合を把握することを目的に「資源・ごみの排出実態調査」を毎年行っている。

平成23年9月に実施した調査のうち、可燃ごみの調査結果は、つぎのグラフのとおりで、正しく分別されていない割合は21.9%となっている。清掃事務所では分別ルール等が守られていない集積所を利用している区民に対して、指導し改善を図っている。

可燃ごみの調査結果



(1) ふれあい指導

区民・事業者に対して、集積所の指導・改善や不法投棄の防止などについて直接、個別に対話し指導している。

(2) 青空集会

集積所でおおむね30人程度の区民を対象として、ごみ・資源の分け方と出し方を模擬ごみを使って実践し、再確認するとともに、ごみの減量とリサイクルについて理解を深めている。

2 一般廃棄物処理業の許可

一般廃棄物の収集運搬または処分を業として行おうとする者は、当該区域を管轄する区市町村長の許可を受けなければならない。

区が許可している業者数は、24年3月31日現在275である。

●ごみの収集・運搬事業の推進

1 廃棄物の収集運搬事業

地方自治法等の改正により、特別区は基礎的な地方公共団体となり、区民に身近な清掃事業などを担うこととなった。これにより、それまで都が担当していたごみの収集・運搬は平成12年4月1日から区が行うようになった。

2 ごみの排出方法

ごみの収集は、可燃・不燃・粗大の3区分により行っている。可燃ごみは週2回、不燃ごみは月に2回収集している。

可燃ごみ・不燃ごみは収集日の朝に集積所にゴミ容器に入れて出すのが原則であるが、市販されている透明または半透明の袋などで出すこともできる。

事業所、商店などから出される事業系ごみは、許可業者に処理を依頼するか有料ごみ処理券をはって出すことになっている。

おおむね30cm角以上の家具などの家庭から出る粗大ごみは、粗大ごみ受付センターに申し込むことにより、各戸ごとに有料収集、もしくは、資源循環センターに持ち込む。粗大ごみについては、収集・持込み、いずれ

も有料粗大ごみ処理券をはって出すことになっている。

なお、13年4月1日に施行された家電リサイクル法(特定家庭用機器再商品化法)により、エアコン、テレビ、洗濯機、冷蔵庫・冷凍庫、衣類乾燥機(21年4月1日から)については、リサイクル料金等を支払って販売店などに引き取ってもらうこととなった。また、家庭用パソコンについても資源有効利用促進法に基づき、15年10月1日からメーカーが自主的に回収、リサイクルを行うことになった。

3 ごみの収集量

23年度中に区内で収集したごみの種類・量はつぎの表のとおりである。23年度は前年度と比較して、可燃ごみ、粗大ごみは、ほぼ横ばいであったが、不燃ごみは減少した。なお、23年度からは、粗大ごみの中から再利用家具4,904点77t、家電分解品20t、粗大鉄244t、布団10tを資源として分別することでごみ量の抑制を図った。

練馬区のごみの収集量

年 度	平成21	22	23
	t	t	t
可 燃 ご み	131,196	129,628	129,580
不 燃 ご み	6,817	6,762	6,393
粗 大 ご み	4,169	4,602	4,632
(粗大ごみの うち持込み)	—	(169)	(488)
計	142,182	140,992	140,605

4 ごみの処理

集積所で収集したごみのうち、可燃ごみは、主に区内にある練馬清掃工場と光が丘清掃工場で焼却処理している(練馬清掃工場は24年3月31日現在、建替中のため他区清掃工場で処理している)。不燃ごみは中央防波堤内の不燃ごみ処理センターに搬入して、破碎・減容化し、鉄分・アルミ分を回収後、埋立処理している。また、粗大ごみは中央防波堤内の粗大ごみ破碎処理施設で破碎したうえで、資源を回収したのち、可燃ごみと不燃ごみとに分別し、可燃ごみは清掃工場で焼却し、不燃ごみは埋立処理している。

焼却灰は14年12月より板橋清掃工場内の灰溶融処理施設で処理した後、建設資材として再利用を図っている。

なお、清掃工場・不燃ごみ処理センター等の中間処理施設は東京二十三区清掃一部事務組合が、最終処分場(埋立処分場)は都が設置・運営している。

5 し尿の処理と浄化槽

現在、区内においては下水道の普及率はおおむね100%に達しているが、ごく一部の地域でくみ取り式の便所が残っている。し尿については、石神井清掃事務所で収集している。

また、区に届け出されている浄化槽は、24年3月31日現在、428基である。

6 犬猫等の死体処理および防鳥用ネット貸出し

飼い主または土地・建物の占有者から依頼のあった動物の死体については、清掃事務所で対応している。23年度の処理件数は1,598件であった。

また、都・区道上の動物死体についても、原則として清掃事務所で収集している。

カラス等によるごみの散乱被害が著しい集積所に対しては、責任ある管理を条件に防鳥用ネットを貸し出している。14年2月から、宅配サービスを開始した。

23年度の貸出枚数は2,268枚であった。

7 戸別訪問収集

清掃事務所では、65歳以上の高齢者または障害者のみで構成されている世帯のうち、ごみを集積所まで持ち出すことが困難で、身近な方の協力も得られない世帯について、戸別に訪問収集を行い、日常生活の負担を軽減するとともに区民生活の向上を図っている。24年3月31日現在1,025世帯で収集を行っている。